静岡労働局

Press Release

静岡労働局発表令和7年11月6日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室 室 長 藤原 典子 賃金指導官 佐藤 健司 (電話)054-254-6315

静岡県特定最低賃金の改正を決定しました ~2業種について60円引き上げ(令和7年12月21日から)~

静岡労働局(局長 國分 一行)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)から答申を受けた静岡県特定最低賃金(*)に関し、以下の静岡県特定最低賃金改正答申一覧表のとおり改正することを決定し、官報公示の手続きを行いました。

(*)「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額1,097円)よりも金額が高い 最低賃金を定めることが必要と認められた業種について設定されている最低賃金で す。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金名	改正金額 (時間額)	現行金額 (※1) (時間額)	引上額	効力発生日
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	1, 117円	1, 057円	60 円	令和 7 年 12月21日
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務 用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	1, 133円	1, 073円	60 円	

- (※1) 上記の特定最低賃金が適用される労働者については、令和7年12月20日までは静岡県最低賃金 (時間額1,097円)以上、12月21日からは改正された特定最低賃金額以上の支払が必要となります。
- (※2)「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」(時間額1,042円)が適用される労働者については、本年度改正がされなかったため、令和7年11月1日からは静岡県最低賃金(1,097円)以上の支払が必要となります。